

特定調達品目及び判断の基準等の変更一覧

判断の基準等変更品目

追加品目

分野	特定調達品目 (平成28年2月閣議決定)		特定調達品目の追加及び判断の基準等の改定の内容 (平成29年2月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加品目数	品目名称等
共通				(基本方針前文の修正)
1 紙類	7	コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー		
2 文具類	83	シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー ステープラー（汎用型以外） ステープラー針リムーバー 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状） クラフトテープ 粘着テープ（布粘着） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ベンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉） マグネット（バー） テープカッター パンチ（手動） モルトケース（紙めくり用スポンジケース） 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） OAクリーナー（ウエットタイプ） OAクリーナー（液タイプ） ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター（枠あり） 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁		※共通基準におけるポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックに係る配合率を設定 ※判断の基準「芯が交換できること」に係る経過措置の終了 ※製品全体重量比をプラスチック重量比に変更するとともにポストコンシューマー材料に係るプラスチック配合率基準値の変更 ※製品全体重量比をプラスチック重量比に変更するとともにポストコンシューマー材料に係るプラスチック配合率基準値の変更 ※製品全体重量比をプラスチック重量比に変更するとともにポストコンシューマー材料に係るプラスチック配合率基準値の変更 ※製品全体重量比をプラスチック重量比に変更するとともにポストコンシューマー材料に係るプラスチック配合率基準値の変更 ※製品全体重量比をプラスチック重量比に変更するとともにポストコンシューマー材料に係るプラスチック配合率基準値の変更

分野	特定調達品目 (平成28年2月閣議決定)		特定調達品目の追加及び判断の基準等の改定の主な内容 (平成29年2月閣議決定)		
	品目数	品目名称	追加品目数	品目名称等	
		のり(液状)(補充用を含む。)			
		のり(澱粉のり)(補充用を含む。)			
		のり(固形)			※補充用を含む旨、品目名称に追加
		のり(テープ)			
		ファイル			
		バインダー			
		ファイリング用品			
		アルバム			※台紙を含む旨、品目名称に追加
		つづりひも			※製品全体重量比をプラスチック重量比に変更するとともにポストコンシューマー材料に係るプラスチック配合率基準値の変更(プラ製) ※製品全体重量比を主要材料比に変更(紙製)
		カードケース			
		事務用封筒(紙製)			
		窓付き封筒(紙製)			
		けい紙			
		起案用紙			
		ノート			
		パンチラベル			
		タックラベル			※製品全体重量比を主要材料比に変更(紙製)
		インデックス			※製品全体重量比を主要材料比に変更(紙製)
		付箋紙			※製品全体重量比を主要材料比に変更(紙製)
		付箋フィルム			
		黒板拭き			
		ホワイトボード用イレーザー			
		額縁			
		ごみ箱			※製品全体重量比をプラスチック重量比に変更するとともにポストコンシューマー材料に係るプラスチック配合率基準値の変更
		リサイクルボックス			※製品全体重量比をプラスチック重量比に変更するとともにポストコンシューマー材料に係るプラスチック配合率基準値の変更
		缶・ボトルつぶし機(手動)			
		名札(机上用)			
		名札(衣服取付型・首下げ型)			
		鍵かけ			
		チョーク			※製品全体重量比の記載を削除
グラウンド用白線	※製品全体重量比の記載を削除				
梱包用バンド	※製品全体重量比をプラスチック重量比に変更				
3 オフィス家具等	10				
		いす			
		机			
		棚			
		収納用什器(棚以外)			
		ローパーティション			
		コートハンガー			
		傘立て			
		掲示板			
		黒板			
		ホワイトボード			
4 画像機器等	10				
		コピー機			
		複合機			
		拡張性のあるデジタルコピー機			
		プリンタ	※備考の修正(消耗品がインク容器単体の場合を取扱いを追記)		
		プリンタ複合機			
		ファクシミリ			
		スキャナ			
		プロジェクタ			
		トナーカートリッジ			
		インクカートリッジ	※備考の修正(インク容器単体の取扱の変更)		
5 電子計算機等	4				
		電子計算機			
		磁気ディスク装置			
		ディスプレイ	※エネルギースタープログラムの改定に伴う見直し(VER.6.0→VER.7.0)		
		記録用メディア	※再生プラスチックの配合率基準値を変更		
6 オフィス機器等	5				
		シュレッダー			
		デジタル印刷機	※特定の化学物質の含有率基準値に係る配慮事項を追加		
		掛時計			
		電子式卓上計算機			
		一次電池又は小形充電式電池			
7 携帯電話等	3				
		携帯電話			
		PHS			
		スマートフォン	※判断の基準⑤バッテリー等の消耗品の部品保管期限を6年から、当該基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は3年に変更		

分野	特定調達品目 (平成28年2月閣議決定)		特定調達品目の追加及び判断の基準等の改定の主な内容 (平成29年2月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加品目数	品目名称等
8 家電製品	6	電気冷蔵庫		※省エネ法及び多段階評価基準の変更に伴うエネルギー消費効率及び対象範囲の見直し ※受信機型サイズが39V型以下の製品のエネルギー消費効率基準について、経過措置を延長 ※瞬間式の温水洗浄便座のうち、タイマー方式等の公共向け製品について、エネルギー消費効率に係る経過措置を延長 ※対象範囲の見直し（鉄道車両・鉄道車両等、幼児用大便器用便座の除外）
		電気冷凍庫		
		電気冷凍冷蔵庫		
		テレビジョン受信機		
		電気便座		
		電子レンジ		
9 エアコンディショナ	3	エアコンディショナー		
		ガスヒートポンプ式冷暖房機		
		ストーブ		
10 温水器等	4	ヒートポンプ式電気給湯器		
		ガス温水機器		
		石油温水機器		
		ガス調理機器		
11 照明	5	蛍光灯照明器具		※誘導灯を対象から除く旨備考に記載
		LED照明器具		
		LEDを光源とした内照式表示灯		
		蛍光灯ランプ（直管型：大きさの区分40形蛍光灯ランプ）		
		電球形状のランプ		
12 自動車等	5	自動車		
		E T C対応車載器		
		カーナビゲーションシステム		
		乗用車用タイヤ		
		2サイクルエンジン油		
13 消火器	1	消火器		
14 制服・作業服	3	制服	1	※分野名称を「制服・作業服等」に変更 靴
		作業服		
		帽子		
15 インテリア・寝装寝具	11	カーテン		※故繊維及び植物由来合成繊維に係る判断の基準の追加等（バイオベース合成ポリマー含有率の適用については、1年間の経過措置の延長。） ※故繊維及び植物由来合成繊維に係る判断の基準の追加等（バイオベース合成ポリマー含有率の適用については、1年間の経過措置の延長。）
		布製ブラインド		
		金属製ブラインド		
		タフテッドカーペット		
		タイルカーペット		
		織じゅうたん		
		ニードルパンチカーペット		
		毛布		
		ふとん		
		ベッドフレーム		
		マットレス		
16 作業手袋	1	作業手袋		※対象範囲の明確化（主要材料が繊維である製品に限定） ※植物を原料とする合成繊維に係る判断の基準を追加
17 その他繊維製品	7	集会用テント		
		ブルーシート		
		防球ネット		
		旗		
		のぼり		
		幕		
		モップ		
18 設備	6	太陽光発電システム	1	エネルギー管理システム ※流量調整弁、手元止水機能付水栓、小流量吐水機能付水栓を対象に追加するとともに判断の基準を設定 ※吐水口装着型に係る配慮事項を判断の基準に引き上げ
		太陽熱利用システム		
		燃料電池		
		生ゴミ処理機		
		節水機器		
日射調整フィルム				

分野	特定調達品目 (平成28年2月閣議決定)		特定調達品目の追加及び判断の基準等の改定の主な内容 (平成29年2月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加 品目数	品目名称等
19 災害備蓄用品	10	(毛布、テント)	1	
		(作業手袋、ブルーシート及び一次電池)		
		ペットボトル飲料水		
		缶詰		
		アルファ化米		
		保存パン		
		乾パン		
		レトルト食品等		
		栄養調整食品		
		フリーズドライ食品		
		非常用携帯燃料		
		携帯発電機		非常用携帯電源
20 公共工事	68	公共工事	1	
		<資材>		
		建設汚泥から再生した処理土		
		土工用水砕スラグ		
		銅スラグを用いたケーソン中詰め材		
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		
		地盤改良用製鋼スラグ		
		高炉スラグ骨材		
		フェロニッケルスラグ骨材		
		銅スラグ骨材		
		電気炉酸化スラグ骨材		
		再生加熱アスファルト混合物		
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		
		中温化アスファルト混合物		
		鉄鋼スラグ混入路盤材		
		再生骨材等		
		間伐材		
		高炉セメント		
		フライアッシュセメント		
		エコセメント		
		透水性コンクリート		
		鉄鋼スラグブロック		
		フライアッシュを用いた吹付けコンクリート		
		下塗用塗料(重防食)		
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料		
		高日射反射率塗料		
		高日射反射率防水		
		再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)		
		再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)		
		パークたい肥		
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)		
		環境配慮型道路照明		
		再生プラスチック製中央分離帯ブロック		※再リサイクルに当たって支障のない製品である旨、配慮事項に追加
		陶磁器質タイル		※「陶磁器質タイル」を「セラミックタイル」へ名称変更
		断熱サッシ・ドア		
		製材		
		集成材		
		合板		
		単板積層材		直交集成板
		フローリング		
		パーティクルボード		
		繊維版		
		木質系セメント板		
		ビニル系床材		
		断熱材		
		照明制御システム		※Hf蛍光灯器具の削除
		変圧器		
		吸収冷温水機		
		氷蓄熱式空調機器		
		ガスエンジンヒートポンプ式空調調機		
		送風機		
		ポンプ		
		排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管		
自動水栓				
自動洗浄装置及びその組み込み小便器				
洋風便器				
再生材料を使用した型枠	※再リサイクルに当たって支障のない製品である旨、配慮事項に追加(プラスチックの場合)			
合板型枠	※板面表示に係る経過措置の終了			

分野	特定調達品目 (平成28年2月閣議決定)		特定調達品目の追加及び判断の基準等の改定の主な内容 (平成29年2月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加 品目数	品目名称等
		<建設機械> 排出ガス対策型建設機械 低騒音型建設機械 <工法> 低品質土有効利用工法 建設汚泥再生処理工法 コンクリート塊再生処理工法 路上表層再生工法 路上再生路盤工法 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 <目的物> 排水性舗装 透水性舗装 屋上緑化		
21 役 務	18	省エネルギー診断 印刷 食堂 自動車専用タイヤ更生 自動車整備 庁舎管理 植栽管理 清掃 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送 蛍光灯機能提供業務 庁舎等において営業を行う小売業務 クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営	4	※製本カレンダーに係るリサイクル適性表示について備考に記載 ※植物洗剤の持続可能性について配慮事項に記載 ※庁舎におけるエネルギー使用の削減に係る対策の強化等（省エネ法に基づく対策の追加、設備機器等の運用改善の措置、エネルギー消費効率化の措置の実施を追加等） ※別表2の古紙再生の阻害要因となる材料（例）の修正 ※植物洗剤の持続可能性について配慮事項に記載 ※機密処理完了証明書を「機密処理・リサイクル管理票」に変更
	品目数	270	4	21分野274品目